

今後の対応について

兵庫県の緊急事態宣言が2月28日で解除されたが、感染拡大の防止をするため、兵庫県の対処方針に準じて以下のとおり対応する。

期間：3月8日（月）から3月21日（日）まで

◆外出自粛の要請

○引き続き、日中も含めた不要不急の外出自粛を要請。

◆公共施設の利用制限について

○屋内施設の利用制限を解消する。

○公園等において、3月8日から当面の間、花見における飲酒の自粛を呼びかけるほか、花見関係のイベントの開催にあたっては、密にならないようソーシャルディスタンスを確保するなど感染防止対策に注意を払う。また露天等の出店は認めない。

◆イベントの開催制限について

○開催基準

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	収容率 100%以内
大声での歓声・声援等が想定されるもの	収容率 50%以内

◆小中学校の対応について

○教育活動における感染防止対策

- ・ 感染のリスクが高いとされている活動（下記★参照）については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施する。
- ・ 各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・ マスクの着用を徹底する。
- ・ 必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・ 毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・ 教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・ 引き続き、児童生徒に毎日の登校前の健康観察を徹底する。児童生徒に発熱等の症状がある場合は登校しない。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）
※同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合でも、当該児童生徒に発熱等の症状がなければ登校可能です。
- ・ 食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や、会話の際にはマスクをつける

などの対応を工夫する。

- ・受験等にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底を呼びかける。
 - ・児童生徒、教職員に対して不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。 など
- ★令和3年1月8日付け2文科初第1462号「新型インフルエンザ等対策措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」P.3～5 参照

○部活動

- ・活動時間：平日4日2時間程度、土日1日3時間程度を徹底
- ・大会及び練習試合については、北播地区及び町隣接市町の範囲内とする。

合宿は行わない。

※令和2年度中体連スケジュール記載大会、競技等団体等が主催する大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

○心のケア

- ・きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。
- ・児童生徒の状況把握（個人面談等の機会の拡充、学校単位での児童生徒アンケートの実施）
- ・スクールカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
- ・特別支援学級在籍・通級指導対象児童生徒や外国人児童生徒等への個別支援